

## 前文

南木曾町議会は、南木曾町の自治の主権者である南木曾町民の選挙で選出された南木曾町議会議員によって構成される合議制の議決機関であり、同じく町民の選挙によって選出された執行機関である南木曾町長と並立して町民を代表し、相互の緊張と均衡を保持しつつ、この二元代表制の民主主義制度に基づき民意を的確に反映させ、南木曾町として最良の意思決定を導く使命に立脚する。

この使命に基づき、議会及び議員は、その権威が町民の信託によるものであり、その権限は町民の代表として行使し、その福利は町民が享受するという住民自治と団体自治の原理によって形成される地方自治の本旨を常に自覚し、南木曾町議会及び議員の基本理念としてこの議会基本条例を制定する。

### (目的)

**第1条** この条例は、地方分権と地方自治を進展させる時代にふさわしく、南木曾町議会（以下「議会」という。）及び南木曾町議会議員（以下「議員」という。）に関する基本的事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、町民の付託に応え、豊かな南木曾町の実現に寄与することを目的とする。

### (議会の役割)

**第2条** 議会は、議決機関として、執行機関である町長と並立して町民を代表し、相互の緊張と均衡を保持しつつ、民意を最大限に反映し、町の将来を見据えた豊かな自治体の形成を推進することを役割とする。

### (議会の活動原則)

**第3条** 議会は、日本国憲法、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法令に規定される事項のほか、南木曾町議会基本条例の前文に掲げる制定趣旨及び第1条の目的並びに第2条の役割を基本として、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 民意を適時的確に把握するよう努め、町政に反映させる。
- (2) 十分な調査と審議を尽くして町政に反映させる。
- (3) 町民に対する公平性、透明性及び信頼性を重んじた活動と運営に努める。
- (4) 町民に対する情報公開と説明に努める。
- (5) 町民の議会活動への関心を高めるよう努める。

(6) 合議制の機関として、議員の自由闊達な議論を促進する。

(7) 町民の信託に応えるための自立性を持ちつつ、国、県及び他の地方自治体との協力関係の保持に努める。

(議員の活動原則)

**第4条** 議員は、前各条の規定を基本とし、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) 私見にとらわれず、民意を適時的確、かつ、公平に把握し、議会に反映するよう努める。

(2) 町民への適時的確な情報公開と意見交換に努める。

(3) 積極的な情報の収集及び自己研鑽に努め、倫理に徹し、町民に対する信頼を高めるよう努力する。

(議決事項)

**第5条** 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項の策定又は変更について議決する。

(1) 南木曾町総合計画

(2) 南木曾町自立推進計画

(議案の審議及び委員会の運営)

**第6条** 議会は、第3条の活動原則に基づき次に掲げる運営に努める。

(1) 民意を適時的確に把握し、議案の審議に資するため、住民懇談会を開催する。

(2) 町民その他からの請願及び陳情事項は、議会常任委員会並びに特別委員会（以下「委員会」という。）の組織を活用し、十分に調査及び審議する。また、委員会は、活動計画を定め、積極的に調査及び研究活動を行う。

(3) 町民に対する公平性、透明性及び信頼性を重んじ、議会本会議、委員会及び全員協議会の審議は、公開を原則とする。ただし、会議の内容においては、議事及び審議を非公開とすることができる。

(4) 広報誌及びインターネット等の電子媒体により、常に町民への情報公開及び説明に努める。

(5) 町民の傍聴を促すよう、議会開催日時に配慮することにより、議会の公開度を高める。

(6) 議会独自の運営協議、議員間の意見調整、本会議審議中における協議、執行機関と議会側の意見調整その他の必要が生じた場合、その開会中及び閉会中にかかわらず、法第100条第12項の規定による全員協議会を開催する。全員協議会の招集は、議長が行う。

(7) 町民の信託に応えるため、画一的な議論の展開にとどまらず、町の自立性と自主性を尊重しつつ、情報収集及び政策立案能力の向上に努める。

(議会と町長との関係)

**第7条** 議会は、議会審議に資するため、町長に対し次に掲げる事項を求めることができる。

- (1) 政策の形成過程に関する情報を開示すること。
- (2) 議員の質問に対し、単に回答するにとどまらず、その趣旨を確認する等により、議員及び町民の理解を深めるよう努めること。
- (3) 全員協議会の開催請求及び専決処分の行使を最小限に留め、本会議における議会審議を尊重すること。
- (4) 議案説明資料を事前に提供すること。

(議員定数)

**第8条** 議会は、南木曾町議会の議員の定数を定める条例（平成13年南木曾町条例第21号）を改正する場合においては、行財政改革の視点のみならず、町の現状並びに将来の課題及び展望を踏まえ、地域や全国の水準を開示し、民意を参考にして行う。

(議員報酬)

**第9条** 議会は、南木曾町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年南木曾町条例第32号）を改正する場合においては、行財政改革の視点のみならず、町の現状及び将来の課題並びに展望を踏まえ、地域や全国の水準を開示し、南木曾町特別職報酬等審議会及び民意を参考にして行う。

(最高規範性)

**第10条** この条例は、議会及び議員の基本理念として制定するものであり、議会に関するその他の条例及び規則等を制定又は改廃する場合においては、この条例の理念を基本として行うものとする。

(議会活動の検証及び条例の改正手続)

**第11条** 議会は、この条例の目的の達成度、法令等の改正への対応性及び民意の反映等について、総合的な視点に立って検証し、必要に応じてこれを改正する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月17日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。